

議案第 35 号

ひたちなか市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定  
について

ひたちなか市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「有する者」の次に「をいう。」を加え、同項第2号中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する」を「規則で定めるその」に、「以下」を「次号、次条第2項第3号及び第20条第1項において」に改め、同項第4号中「在勤庁」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を、「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて」を加え、同項第5号中「認められた者」の次に「に限る。」を加え、同項第6号中「認められた者」の次に「に限る。」を加え、「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「以下」を「以下この号及び次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の3号を加える。

（9） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（10） 市長等 市長、副市長及び教育長の職にあるものをいう。

（11） 職務の級 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）第6条に規定する行政職給料表（以下この号において「行政職給料表」という。）における職務の級（行政職給料表の適用を受けない者として規則で定める者については、規則で定める職務の級）をいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第4号中「当該退職」を「当該退職等」に改め、同条第4項中「市」を「，市」に、「公務」を「，公務」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族

の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「があるときは、規則で定めるところにより、その」を「のうちその」に、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第7項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同条第2項中「かつ予算上」を「、かつ、予算上」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に改め、「認める場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第3項中「前2項」を「、前2項」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定

める種目及び次条から第19条までに定める内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第8条から第24条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道，外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶，外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗

合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含み、内国旅行に係るものに限る。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用(内国旅行に係るものに限る。)とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用(内国旅行に係るものに限る。)とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、

宿泊費，包括宿泊費，宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず，かつ，赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には，当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には，同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は，公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には，前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は，外国旅行に要する雑費とし，その額は，予防接種に係る費用，旅券の交付手数料及び査証手数料，外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第19条 死亡手当は，職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし，その額は，通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は，退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について，出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において，退職等となった職員が家族を移転するときは，転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は，天災その他やむを得ない事情がある場合には，第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第21条 第3条第2項第2号，第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は，出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は，他の法令に特別の定めがある場合を除くほか，市長が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃，船賃，航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は，第8条第1項各号，第9条第1項各号，第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について，当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し，当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費，包括宿泊費，転居費，着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。），家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は，当該各種目について第7条並びに第12条，第13条，第15条，第16条，第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し，当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第24条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は，所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて，これを会計管理者その他の規則で定める者（以下この条並びに第28条第1項及び第2項において「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において，必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は，その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち，その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は，当該旅行を完了した後所定の期間内に，当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 会計管理者等は，前項の規定による精算の結果過払金があった場合には，所定の期間内に，当該過払金を返納させなければならない。

4 会計管理者等は，その支出し，又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には，当該会計管理者等がその後においてその者に対し，支出し，又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは，会計管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類，記載事項又は記録事項，第2

項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第25条及び第26条を削る。

第27条第1項中「任命権者は、旅行者」を「旅行者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「、又は」を「又は」に、「、不当」を「不当」に、「おいて」を「おいては」に改め、同条第2項中「任命権者は、旅行者」を「旅行者」に改め、「困難である」の次に「と市長が認める」を加え、「市長と協議して」を「この条例の規定による旅費の他に」に改め、同条を第25条とする。

第28条ただし書中「概算払をすることができる」を「この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 旅費は、市長が必要と認めた場合には、概算払をすることができる。

第28条を第26条とする。

第29条第1項中「任命権者は、職員」を「職員」に、「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条 会計管理者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第30条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」を加え、同条を第29条とする。

付則第2項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のひたちなか市職員の旅費に関する条例（以下この項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前のひたちなか市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に離職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

- 6 付則第2項から前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「副市長」を「市長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、「市長等」とは、ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）第2条第10号に規定する市長等をいう。

別表第2備考以外の部分中「副市長」を「職務の級が8級の職員」に、「一般職の職員」を「職務の級が6級の職員」に改め、同表備考1中「旅費の額の欄中

「一般職の職員」を「この表において、「職務の級」に、「（平成6年条例第38号）別表の区分の欄に規定する一般職の職員」を「第2条第11号に規定する職務の級」に改める。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 8 証人等の実費弁償に関する条例（平成6年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員が」を「職員に」に改め、「（日当を除く。）」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣されるひたちなか市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 9 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるひたちなか市職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める赴任の例に」を削る。

旧	新	備考
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 任命権者 地方公務員法第6条の規定により任命権を有する者</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州，北海道，四国，九州及び<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員（市長が特に認めた者）が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員（市長が特に認めた者）がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰宅 職員（市長が特に認めた者）が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</u></p> <p>(7) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 任命権者 地方公務員法第6条の規定により任命権を有する者をいう。</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州，北海道，四国，九州及び<u>規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号、次条第2項第3号及び第20条第1項において同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員（市長が特に認めた者に<u>限る。</u>）が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員（市長が特に認めた者に<u>限る。</u>）がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰宅 職員（市長が特に認めた者に<u>限る。</u>）が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当</u></p>	

旧	新	備考
<p>2 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。）には、当該職員</p> <p>（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 職員以外の者が市の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則で定めるところにより、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p>	<p><u>該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p><u>（10） 市長等 市長、副市長及び教育長の職にあるものをいう。</u></p> <p><u>（11） 職務の級 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）第6条に規定する行政職給料表（以下この号において「行政職給料表」という。）における職務の級（行政職給料表の適用を受けない者として規則で定める者については、規則で定める職務の級）をいう。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。）には、当該職員</p> <p>（5） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p>	

旧	新	備考
<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを<u>変更</u>することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを<u>変更</u>するには、<u>旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u>ただし、<u>旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する</u>いとまがない場合には、<u>口頭により旅行命令等を発し、又は変更</u>することができる。</p> <p>5 旅行命令権者は、<u>口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更</u>した場合にはできるだけ速やかに、<u>旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示</u>しなければならない。</p>	<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）</u>によって行われなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、<u>かつ、</u>予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、<u>前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更</u>することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更</u>するには、<u>旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知</u>しなければならない。ただし、<u>旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録</u>をするいとまがない場合には、<u>この限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録</u>をしなかった場合には、<u>できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録</u>をしなければならない。</p>	

旧	新	備考
<p>6 <u>旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u></p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>12 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給す</u></p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p>	

旧	新	備考
<p>る。</p> <p>1.3 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</p> <p>1.4 内国旅行のうち第2.1条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p> <p>2. 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2. 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</p> <p>第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p> <p>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び次条から第19条までに定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	

旧	新	備考
<p>過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、5日以内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>5 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、乗車に要する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)並びに次の各号に規定する急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号まで</p>	

旧	新	備考
<p>(1) <u>急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に規定する座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に規定する特別車両料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道300キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃の額は、<u>その乗船に要する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を</u></p>	<p><u>に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金</u></p> <p><u>(5) 特別車両料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第9条 船賃は、<u>船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2</u></p>	

旧	新	備考
<p>含む。以下この条において「運賃」という。)並びに次に掲げる寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(2) <u>特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(3) <u>特別の必要により、特に旅行命令権者等の承認を得た場合に限り、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、運賃及び前2号に規定する料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第15条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p>項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金(内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2. <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第10条 <u>航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	

旧	新	備考
	<p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、<u>運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）最上級の運賃の額</u></p> <p>(2) <u>外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき最上級の直近下位の級の運賃の額</u></p> <p>(3) <u>外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき最下級の直近上位の級の運賃の額</u></p> <p><u>（その他の交通費）</u></p> <p>第11条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	

旧	新	備考
<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、片道2キロメートル以上の陸路旅行において支給する。</u></p> <p><u>3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(日当)</u></p> <p><u>第17条 日当の額は、別表の定額による。</u></p> <p><u>2 鉄道又は陸路100キロメートル未満、水路50キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p><u>3 鉄道及び陸路にわたる旅行については、鉄道及び陸路を通算した距離をもって前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 水路を含めた旅行については、水路1キロメートルをもって陸路2キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じて別表の定額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>	<p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる</u></p>	

旧	新	備考
<p>(食卓料)</p> <p>第19条 食卓料の額は、別表の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p> <p>(移転料等)</p> <p>第20条 移転料、着後手当、扶養親族移転料の額及び支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）を準用するものとし、同法の適用を受ける職員の職務による区分に相当するひたちなか市職員の職務による区分は、規則で定める。</p>	<p>費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>(転居費)</p> <p>第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含み、内国旅行に係るものに限る。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> <p>(着後滞在費)</p> <p>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用（内国旅行に係るものに限る。）とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p> <p>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用（内国旅行に係るものに限る。）とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p>	

旧	新	備考
<p>(日額旅費)</p> <p>第21条 第6条第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。</p> <p>(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これに類する目的のための旅行</p> <p>(2) 研修、講習、訓練その他これに類する目的のための旅行</p> <p>(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</p> <p>2 日額旅費の支給を受けるものの範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(市内出張旅費)</p> <p>第22条 市内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が現に在勤する事務所から片道2キロメートル未満の地に出張する場合を除き、交通機関を利用する必要があるときは、車賃の定額を支給する。</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、市内に宿泊</p>	<p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(渡航雑費)</p> <p>第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</p>	

旧	新	備考
<p>する場合には、別表の宿泊料定額を超えない範囲の宿泊料金の実費額を支給する。</p> <p>(月額旅費)</p> <p>第23条 職務の性質上常時市内出張を必要とする職員の出張については、1,500円以内の定額をもって月額旅費を支給する。その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別に市長が定める。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p>	<p>(死亡手当)</p> <p>第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p>	

旧	新	備考
<p>(遺族の旅費)</p> <p>第25条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>(遺族等の旅費)</p> <p>第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>(証人等の旅費)</p> <p>第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第24条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な</p>	

旧	新	備考
<p>(法律の準用)</p> <p>第26条 外国旅行の旅費の支給に関しては、旅費法を準用するものとし、同法の適用を受ける職員の職務による区分に相当するひたちなか市職員の職務による区分は、規則で定める。</p>	<p>資料を添えて、これを会計管理者その他の規則で定める者（以下この条並びに第28条第1項及び第2項において「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 会計管理者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 会計管理者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該会計管理者等がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p> <p>5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</p> <p>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、会計管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>	

旧	新	備考
<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第27条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。</u></p> <p>(旅費の支給方法)</p> <p><u>第28条 旅費は、1月分を翌月に支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、概算払をすることができる。</u></p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第29条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>2 職務の級の下級の者が職務の級の上級の者に随行する場合、随行を命じられた下級の者には、当該上級の者と同額の宿泊料を支給することができる。</u></p> <p><u>3 特別の事情により、定額の旅費をもって実費を支弁できないときは、実費を支給することができる。</u></p>	<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第25条 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると市長が認める場合には、<u>この条例の規定による旅費の他に必要とする旅費を支給することができる。</u></p> <p>(旅費の支給方法)</p> <p><u>第26条 旅費は、1月分を翌月に支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 旅費は、市長が必要と認めた場合には、概算払をすることができる。</u></p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第27条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>(旅費の返納)</p>	

旧	新	備考
<p>(実施規定)</p> <p>第30条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 特別車両料金については、第13条の規定にかかわらず当分の間支給しない。</p> <p>3 県内日帰り旅行の日当については、第17条の規定にかかわらず当分の間支給しない。</p> <p>4 別表備考第1号の規定は、当分の間これを適用しない。</p> <p>5 月額旅費は、第23条の規定にかかわらず当分の間支給しない。</p>	<p>第28条 会計管理者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の            手続その他この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成6年11月1日から施行する。</p>	

旧				新	備考
別表（第17条，第18条，第19条，第22条関係）					
内国旅行の旅費					
日当，宿泊料及び食卓料					
区分	日当	宿泊料		食卓料	
		県外	県内		
市長	円	円	円	円	
	3,000	15,000	13,000	3,000	
副市長，教育長	2,900	14,000	12,000	2,900	
一般職の職員	2,600	13,000	11,000	2,600	
備考					
(1) 片道100キロメートル以上の地域に日帰り旅行する場合には，日当の欄に掲げる額に100分の200を乗じた額を支給する。					
(2) この表において「一般職の職員」とは，ひたちなか市職員定数条例（平成6年条例第21号）に規定する職員，地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員（同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）を除く。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。					



旧				新				備考	
別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				別表第2（第2条，第4条，第5条関係）					
職名	支給 区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	職名	支給 区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)		
総合企画審議会委員	日額	6,000円	副市長	総合企画審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
公共事業再評価委員会委員	日額	6,000円	副市長	公共事業再評価委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
行政改革推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	行政改革推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
ICT推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	ICT推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
男女共同参画審議会委員	日額	6,000円	副市長	男女共同参画審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
名誉市民選考委員会委員	日額	6,000円	副市長	名誉市民選考委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
防災会議委員	日額	6,000円	副市長	防災会議委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
行政不服審査会委員	日額	8,100円	副市長	行政不服審査会委員	日額	8,100円	職務の級が8級の職員		
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	8,100円	副市長	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	8,100円	職務の級が8級の職員		
個人情報保護運営審議会委員	日額	6,000円	副市長	個人情報保護運営審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
いじめ問題再調査委員会委員	日額	6,000円	副市長	いじめ問題再調査委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
国民保護協議会	委員	日額	6,000円	副市長	国民保護協議会	委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
	専門委員	日額	6,000円	副市長		専門委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
	幹事	日額	6,000円	副市長		幹事	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
投票所の投票管理者	1回	12,800円	副市長	投票所の投票管理者	1回	12,800円	職務の級が8級の職員		
期日前投票所の投票管理者	1回	11,300円	副市長	期日前投票所の投票管理者	1回	11,300円	職務の級が8級の職員		
開票管理者	1回	10,800円	副市長	開票管理者	1回	10,800円	職務の級が8級の職員		
選挙長	1回	10,800円	副市長	選挙長	1回	10,800円	職務の級が8級の職員		
投票所の投票立会人	1回	10,900円	副市長	投票所の投票立会人	1回	10,900円	職務の級が8級の職員		
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600円	副市長	期日前投票所の投票立会人	1回	9,600円	職務の級が8級の職員		
開票立会人	1回	8,900円	副市長	開票立会人	1回	8,900円	職務の級が8級の職員		
選挙立会人	1回	8,900円	副市長	選挙立会人	1回	8,900円	職務の級が8級の職員		
産業医	職員数 300人以上	月額	70,000円	副市長	産業医	職員数 300人以上	月額	70,000円	職務の級が8級の職員
	職員数 100人以上 300人未満	月額	50,000円	副市長		職員数 100人以上 300人未満	月額	50,000円	職務の級が8級の職員
	職員数 100人未満	月額	30,000円	副市長		職員数 100人未満	月額	30,000円	職務の級が8級の職員
特別職報酬等審議会委員	日額	6,000円	副市長	特別職報酬等審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
指定管理予定者選定委員会委員	日額	6,000円	副市長	指定管理予定者選定委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		

旧				新				備考	
補助金等審査委員会委員	日額	6,000円	副市長	補助金等審査委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
固定資産評価員	日額	8,000円	副市長	固定資産評価員	日額	8,000円	職務の級が8級の職員		
健康づくり推進協議会委員	日額	6,000円	副市長	健康づくり推進協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
予防接種等健康被害対策協議会委員	日額	6,000円	副市長	予防接種等健康被害対策協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
感染症等対策会議委員	日額	6,000円	副市長	感染症等対策会議委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
国民健康保険運営協議会委員	日額	6,000円	副市長	国民健康保険運営協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
市嘱託医	日額	20,000円	副市長	市嘱託医	日額	20,000円	職務の級が8級の職員		
福祉事務所嘱託医	月額	53,000円	副市長	福祉事務所嘱託医	月額	53,000円	職務の級が8級の職員		
在宅重度障害者訪問指導医	日額	20,000円	副市長	在宅重度障害者訪問指導医	日額	20,000円	職務の級が8級の職員		
保育所嘱託医	年額	120,000円	副市長	保育所嘱託医	年額	120,000円	職務の級が8級の職員		
児童扶養手当障害判定医	日額	14,000円	副市長	児童扶養手当障害判定医	日額	14,000円	職務の級が8級の職員		
子ども・子育て審議会委員	日額	6,000円	副市長	子ども・子育て審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
次世代育成支援対策行動計画推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	次世代育成支援対策行動計画推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
保育所譲渡予定法人選定委員会委員	日額	6,000円	副市長	保育所譲渡予定法人選定委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
民生委員推薦会委員	日額	6,000円	副市長	民生委員推薦会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
地域福祉計画推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	地域福祉計画推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
障害者介護給付等審査会委員	委員長	日額	20,000円	副市長	障害者介護給付等審査会委員	委員長	日額	20,000円	職務の級が8級の職員
	副委員長	日額	20,000円	副市長		副委員長	日額	20,000円	職務の級が8級の職員
	委員	日額	18,000円	副市長		委員	日額	18,000円	職務の級が8級の職員
障害者自立支援協議会委員	日額	6,000円	副市長	障害者自立支援協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
高齢者福祉計画推進会議委員	日額	6,000円	副市長	高齢者福祉計画推進会議委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
福祉有償運送等運営協議会委員	日額	6,000円	副市長	福祉有償運送等運営協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円	副市長	介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円	職務の級が8級の職員
	副委員長	日額	20,000円	副市長		副委員長	日額	20,000円	職務の級が8級の職員
	委員	日額	18,000円	副市長		委員	日額	18,000円	職務の級が8級の職員
市民活動サポートバンク推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	市民活動サポートバンク推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
空家等対策推進協議会委員	日額	6,000円	副市長	空家等対策推進協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
環境審議会委員	日額	6,000円	副市長	環境審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,000円	副市長	廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員		

旧			新			備考	
衛生センター管理調査委員会委員	日額	6,000円	副市長	衛生センター管理調査委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
農政推進会議委員	日額	6,000円	副市長	農政推進会議委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
地籍調査推進委員	日額	6,000円	副市長	地籍調査推進委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
魚市場委員会委員	日額	6,000円	副市長	魚市場委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
産業振興推進協議会委員	日額	6,000円	副市長	産業振興推進協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
住宅マスタープラン策定委員会委員	日額	6,000円	副市長	住宅マスタープラン策定委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議委員	日額	6,000円	副市長	合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
住居表示審議会委員	日額	6,000円	副市長	住居表示審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
都市計画審議会委員	日額	6,000円	副市長	都市計画審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
交通バリアフリー基本構想推進協議会委員	日額	6,000円	副市長	交通バリアフリー基本構想推進協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
緑のまちづくり推進委員会委員	日額	6,000円	副市長	緑のまちづくり推進委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
建築審査会委員	日額	6,000円	副市長	建築審査会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
土地区画整理 審議会	会長	日額	6,000円	土地区画整理 審議会	会長	日額	6,000円
	会長職務代理者		6,000円		会長職務代理者		6,000円
	委員		6,000円		委員		6,000円
土地区画整理評価員	日額	6,000円	副市長	土地区画整理評価員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
水道事業経営審議会委員	日額	6,000円	副市長	水道事業経営審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
学校嘱託医	年額	基本額 168,000円 児童生徒割 1人 80円	副市長	学校嘱託医	年額	基本額 168,000円 児童生徒割 1人 80円	職務の級が8級の職員
学校薬剤師	年額	95,000円	副市長	学校薬剤師	年額	95,000円	職務の級が8級の職員
小中学校等学区審議会委員	日額	6,000円	副市長	小中学校等学区審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
教育支援委員会委員	日額	6,000円	副市長	教育支援委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
教育支援委員会調査員	日額	6,000円	一般職の職員	教育支援委員会調査員	日額	6,000円	職務の級が6級の職員
いじめ問題調査委員会委員	日額	6,000円	副市長	いじめ問題調査委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
学校運営協議会委員	年額	10,000円	一般職の職員	学校運営協議会委員	年額	10,000円	職務の級が6級の職員
教育研究所運営委員会委員	日額	6,000円	副市長	教育研究所運営委員会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
教育研究所専門研究員	日額	6,000円	一般職の職員	教育研究所専門研究員	日額	6,000円	職務の級が6級の職員

旧			新			備考	
学校給食センター運営委員会委員	日額	6,000円	一般職の職員	学校給食センター運営委員会委員	日額		6,000円
那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員	日額	6,000円	一般職の職員	那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員	日額	6,000円	職務の級が6級の職員
文化財調査専門委員	日額	11,900円	副市長	文化財調査専門委員	日額	11,900円	職務の級が8級の職員
文化財保護審議会委員	日額	6,000円	副市長	文化財保護審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
市史編さん委員会委員	日額	8,800円	副市長	市史編さん委員会委員	日額	8,800円	職務の級が8級の職員
史跡保存対策委員会委員	日額	8,800円	副市長	史跡保存対策委員会委員	日額	8,800円	職務の級が8級の職員
博物館建設委員会委員	日額	8,800円	副市長	博物館建設委員会委員	日額	8,800円	職務の級が8級の職員
社会教育委員	日額	6,000円	副市長	社会教育委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
スポーツ推進委員	日額	6,000円	一般職の職員	スポーツ推進委員	日額	6,000円	職務の級が6級の職員
スポーツ推進審議会委員	日額	6,000円	副市長	スポーツ推進審議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
図書館協議会委員	日額	6,000円	副市長	図書館協議会委員	日額	6,000円	職務の級が8級の職員
備考			備考				
1 旅費の額の欄中「一般職の職員」とは、ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）別表の区分の欄に規定する一般職の職員をいう。			1 この表において、「職務の級」とは、ひたちなか市職員の旅費に関する条例第2条第11号に規定する職務の級をいう。				
2・3 略			2・3 略				

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（付則第8項関係）

旧	新	備考
<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1回につき1,800円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）に規定する一般職の職員が支給される旅費（<u>日当を除く。</u>）に相当する額を加給する。</p>	<p>(実費弁償の額)</p> <p>第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1回につき1,800円を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、ひたちなか市職員の旅費に関する条例（平成6年条例第38号）に規定する一般職の職員に支給される旅費に相当する額を加給する。</p>	

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるひたちなか市職員の処遇等に関する条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新	備考
<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に<u>定める赴任の例に</u>準じ旅費を支給することができる。</p>	<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じ旅費を支給することができる。</p>	